平成28年３月１日～７日

春の火災予防運動

期間中

下野市・壬生町は防災情報伝達システム等による屋外拡声器でお知らせします。（随時）
上三川町はサイレンを鳴らします（朝７時、夕方６時）

住宅用火災警報器は設置していますか？

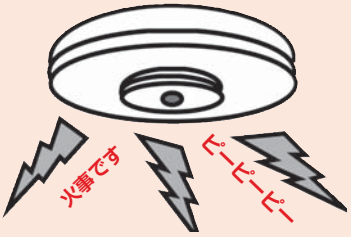

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています

住宅火災で亡くなった方の約６割が「逃げ遅れ」です。火災警報器は火災の発生をいち早く知らせ、逃げ遅れを防ぐとともに素早い消火活動につなげて被害を小さくする効果があります。
※乾電池タイプの住宅用火災警報器は、電池の交換が必要です。電池が切れそうになると音やランプで知らせてくれますので、電池を交換してください。

第35回石橋地区少年消防クラブ防火標語展
≪春季最優秀作品≫
消すまでは　警戒レベル　最大で
上三川町立上三川中学校　１年　安藤（あんどう）　龍星（りゅうせい）

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

３つの習慣
- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

４つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防署からのお知らせ

石橋地区消防組合では、消防・災害情報メール配信を始めました。
登録の手順は、石橋地区消防組合ホームページに掲載されています。

■問い合わせ先　通信指令課　☎(53)1119

石橋地区消防組合
災害メール登録サイト
QRコード

石橋地区消防組合
http://www.119-ifd.or.jp/
下野市・壬生町・上三川町

石橋地区消防団連絡協議会
石橋地区危険物保安協会
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会

火災と救急・救助は119番